

防大総第265号

昭和54年5月16日

各 部 長
学術情報センター長 殿
各 学 群 長

防衛大学校長

副校長の学校長代理期間中における決裁文書等の処理について
(通達)

改正 昭和58年7月18日防大総第500号 昭和59年8月18日防大総第564号
昭和60年4月24日防大総第303号 平成12年4月1日防大総第339号
平成13年3月30日防大総第356号 平成19年1月9日防大総第7号

標記について、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部及び装備本部組織規程（昭和29年総理府令第39号）第2条第4項の規定に基づき、決裁文書等の処理を下記のとおり定めたので通達する。

記

- 1 発簡者、発簡番号及び公印の使用等について
 - (1) 決裁文書の発簡者名は次のとおりとする。
「 防衛大学校長代理
防衛大学校副校長 氏 名 」
 - (2) 辞令書、申請書、証明書、許可証等で学校長の氏名を記入するものについては、前号に準じて行うこととする。
 - (3) 発簡略号は、防衛大学校文書管理規則（平成13年防衛大学校達第3号）第23条別紙第2の学校長欄による。
 - (4) 公印は、学校長の官職印を使用する。
- 2 原議書及び供覧用紙の決裁等について
代理者は、原議書及び供覧用紙の決裁欄等の「学校長」欄を「学校長代理」と付記し押印する。